

# 「商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例」の概要

## 目的

基本理念を定め、並びに県の責務並びに商業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、併せて一定の大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展並びに安全で安心できる魅力あるまちづくりの推進を図り、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与すること。

※商業者等・・・商業者及び地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会等）

## 基本理念、各主体の責務・役割等

### （基本理念）

- 商業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、地域社会の持続可能な発展を目指して行う。
- 商業者等による地域貢献活動の推進は、県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行う。

### （県の責務）

- 県は、基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有する。

### （市町村に対する協力）

- 県は、市町村が実施する商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策に協力する。

### （商業者等の役割）

- 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的な責任を自覚し、その事業活動を通じて、地域商業の活性化に資するよう努め、それぞれの立場で、地域貢献活動を行うよう努める。
- 大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と連携を図りながら、主体的かつ積極的に地域貢献活動を行うよう努める。
- 商業者は、地域商業の活性化及び商業者等による地域貢献活動の推進のため、店舗が所在する地域の地域商業関係団体への加入その他の方法により、相互に連携を図るよう努める。

### （県民の役割）

- 県民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるよう努め、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努める。

## 基本的施策

### （情報の提供等）

- 県は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組についての情報の収集及び提供を行う。
- 県は、市町村と連携を図りながら、商業者等に対し、必要な情報の提供及び助言を行う。

### （広報及び啓発）

- 県は、商業者等による地域貢献活動の重要性についての商業者等及び県民の理解を深め、商業者等による地域貢献活動の推進に資するため、広報及び啓発を行う。

これまで県がガイドラインで定めていた手続き規定（出店計画の早期の情報提供、地域貢献計画の提出）についても、**条例で規定**。（名古屋市除く）

## 一定の大規模小売店舗を設置する者による手続き等

### ○出店計画の早期の情報提供

- 新設等の届出
- 説明会の開催
- 撤退等の届出 等

### ○地域貢献計画の提出

- 地域貢献計画の作成
- 懇談会の開催
- 地域貢献活動の実施状況の報告
- 地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取
- 次期地域貢献計画の作成 等

## ガイドラインから見直しをした手続き

### ○地域貢献計画作成手続きの見直し

- [変更前] 県に計画を提出  
↓  
[変更後] 市町村及び地域商業関係団体の意見を聴取し、県に計画を提出

### ○地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取の実施

- [変更前] 毎年度県に報告を提出  
↓  
[変更後] 毎年度県に報告を提出、5年度計画の中間で県から市町村及び地域商業関係団体に意見を聴取し、報告者（大規模小売店舗）に通知

### ○手続きの対象となる大規模小売店舗の新設等の一部拡大

- [変更前] 店舗面積（飲食店業除く）3,000㎡以上の新設等  
↓  
[変更後] 店舗面積等（飲食店業含む）3,000㎡以上の新設等

- 市町村が条例により、地域貢献計画に係る手続きを定めた場合の優先適用 [新規]  
(県と同等以上の内容を規定した場合に限る。)

**施行期日** 総則及び基本的施策は令和6年4月1日、一定の大規模小売店舗を設置する者による手続き等は令和6年7月1日